

佐賀県告示第三百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年九月七日から平成二十二年十月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月七日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		
	区 間	の 別	域
一般県道 八幡岳公園 線	伊万里市大川町東田代字上ノ 辻一七五番四地先から 伊万里市大川町東田代字前坂 一〇〇五番一地先まで	後	幅員 メートル 延長 メートル
	伊万里市大川町東田代字上ノ 辻一七五番四地先から 伊万里市大川町東田代字前坂 一〇〇五番一地先まで	前	幅員 メートル 延長 メートル